

八王子市生涯学習推進会議設置要綱

(目的及び設置)

第1条 生涯学習の振興に関する行政施策を総合的に促進するため、八王子市生涯学習推進会議（以下「本会議」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 本会議の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 生涯学習推進計画の策定及び実施に関すること。
- (2) 生涯学習に係る諸施策の協議及び総合調整に関すること。
- (3) その他、生涯学習の推進に係る重要事項に関すること。

(組織)

第3条 本会議は、会長、副会長及び委員をもって組織し、それぞれ、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

(会長及び副会長)

第4条 会長は、本会議を総括する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 本会議の会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

(幹事会)

第6条 本会議の所掌事項を専門的に検討するため、本会議に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、幹事長、副幹事長及び委員をもって組織し、それぞれ、別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。
- 3 幹事会の会議は、幹事長が招集する。
- 4 幹事長は、幹事会において検討した事項を本会議に報告する。

(生涯学習推進連絡会)

第7条 本会議に生涯学習推進連絡会（以下「推進連絡会」という。）を置く。

- 2 推進連絡会の所掌事項は、次のとおりとする。
 - (1) 生涯学習の推進に係る連絡調整に関すること。
 - (2) 生涯学習の推進に係る事項についての調査・検討に関すること。
- 3 推進連絡会の組織及び構成員は、別表第3に掲げる者をもって充てる。
- 4 推進連絡会の会議は、会長（幹事長）が招集する。

(意見聴取)

第8条 本会議の会議及び幹事会の会議は、必要がある場合に、本会議及び幹事会の構成員以外の者の出席を求めて意見を聴取することができる。

(庶務)

第9条 本会議の庶務は、生涯学習スポーツ部において行う。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、本会議の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成5年3月25日から施行する。
- 2 生涯学習に係る事業のあり方を検討するため、当分の間、別に定めるところにより、幹事会に検討会を置く。

附 則

この要綱は、平成9年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年12月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年1月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年10月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年8月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年6月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年7月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年1月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年8月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月22日から施行する。

別表第1

会長	生涯学習スポーツ部長
副会長	総合経営部長
委員	市民活動推進部長 福祉部長 子ども家庭部長 産業振興部長 環境部長 学校教育部長 図書館部長

別表第2

幹事長	生涯学習政策課長
副幹事長	経営計画第二課長 学園都市文化課長 子どものしあわせ課長
委員	協働推進課長 多文化共生推進課長 男女共同参画課長 高齢者いきいき課長 障害者福祉課長 産業政策課長 環境政策課長 教育総務課長 学校教育政策課長 指導課長 統括指導主事 スポーツ推進課長 学習支援課長 文化財課長 こども科学館長 中央図書館長

別表第3

座長	生涯学習政策課長（幹事長）
副座長	経営計画第二課長（副幹事長） 学園都市文化課長（副幹事長） 子どものしあわせ課長（副幹事長）
連絡員 （各1名）	広報課主査 広聴課主査 情報管理課主査 協働推進課主査 学園都市文化課主査 男女共同参画課主査 多文化共生推進課主査 高齢者いきいき課主査 障害者福祉課主査 地域医療政策課主査 健康政策課主査 子どものしあわせ課主査 児童青少年課主査 産業政策課主査 環境政策課主査 ごみ減量対策課主査 水環境整備課主査 教育総務課主査 学校教育政策課主査 施設管理課主査 保健給食課主査 指導課主査 生涯学習政策課主査 スポーツ振興課主査 スポーツ施設管理課主査 学習支援課主査 文化財課主査 こども科学館主査 中央図書館主査